図書館総合展 2025 フォーラム オンラインセミナー

『ジャパンナレッジ版 史料纂集・群書類従』が拓く史料学
―紙とデジタルの交差点― Q&A

（作成：八木書店）

事前にいただいたご質問のうち講演中に回答できなかったご質問や、講演中にいただいたご質問への回答をまとめました。（掲載にあたり、ご質問内容の一部を編集しております。）

Q．データベースで検索して調べたことは、実際に研究に使えるか検証する必要があるとのことですが、どのような方法で検証するのでしょうか。

A．たとえば、他の史料との比較があります。同じ記事や事例を引用している他の史料の内容と比べることで、内容が信頼できるものかを判断することができる場合があります。また、引用している史料を取り上げている先行研究を探すといったことも重要です。このほかにも様々な方法で内容を検証することができると思います。

Q．版面画像とテキストデータとのそれぞれを資料として扱う場合、版面が 1 次資料、テキストデータが 2 次資料という扱いになるのでしょうか？　引用資料として使う場合の注意点があれば教えてください。

A．1 次資料、2 次資料という用語は、学問分野・時代や、対象とする資料の文脈により、違った意味で使われるように思います。歴史学では、たとえば戦国時代でいうと、同時代資料の日記が 1 次資料（史料）で、後世に編纂された軍記物などの書物は 2 次資料とされます。ところが、古代など史料が少ない時代では、たとえば『続日本紀』など後世に編纂された書物（歴史書）でも 1 次資料とされます。

　概して、より正確な情報を伝えている資料＝ 1 次資料ととらえ、版面とテキストデータで、どちらが元となる資料なのかという観点からすると、やはり版面のほうが正確な情報を伝えていることになります。テキストデータを引用する場合は、レイアウトなどの情報を、最終的に利用者の方が判断・確認のうえ引用していただくことが大切と考えます。

Q．翻刻について、誤変換や抜け落ちに対しては、どういった対策を行いましたか？

A．『ジャパンナレッジ版 史料纂集』では、OCR で作成したテキストの誤変換や文字の脱落、文字順がバラバラになるなどの問題への対策として、すべて人の目で点検をしております。膨大な手間と時間のかかる作業ではありますが、情報の精確性を重視する『史料纂集』にとって必須の工程ととらえております。

Q．デジタル資料は、閲覧資格だけでなく、ファイルの所有権は認められないのでしょうか？

A．ジャパンナレッジが利用者様に提供しているのは、書籍のような「もの」ではなく、デジタル資料へのアクセス権です。また、そのデジタル資料は出版社等のコンテンツ提供元から許可を得てお預かりしているものであり、著作権はジャパンナレッジではなくそのコンテンツ提供元に帰属します。そのため、利用者様にはファイルの所有権が認められないということになります。

Q．図書館の OPAC では、2 つの語の重なりで検索する「アンド検索」、近似の語を排除してそのものの語句だけ知りたい時に冒頭に # を付ける「シャープ検索」というものがありますが、『ジャパンナレッジ版』では「マイナス検索」は可能でしょうか？

A．「マイナス検索＝ NOT 検索」という理解でご回答いたします。JapanKnowledge の「詳細（個別）検索」の画面で、検索フィールドを指定した NOT 検索が可能です。詳細は以下のページをご参照ください。

　https://japanknowledge.com/support/lib/guide03.html?faqt=